

○ 大学設置・学校法人審議会運営規則

平成十三年二月二十日
大学設置・学校法人審議会長決定
令和二年四月八日一部改正

第一章 総 則

第一条 大学設置・学校法人審議会（以下「審議会」という。）の議事手続その他その運営に関し必要な事項は、大学設置・学校法人審議会令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第二章 審議の手続

第二条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十五条の規定により文部科学大臣が大学の設置の認可を行う場合において審議会に諮問を行ったときは、会長は、大学設置・学校法人審議会令（昭和六十二年政令第三百二号）第五条第一項に規定する大学設置分科会及び学校法人分科会に、その調査審議を付託するものとする。

2 学校教育法第九十五条の規定により文部科学大臣が同法第四条第三項、第十五条第二項若しくは第三項の規定による命令又は同条第一項の規定による勧告を行う場合において審議会に諮問を行ったとき、会長は、当該調査審議を大学設置分科会に付託するものとする。ただし、私立大学及び私立高等専門学校に係るものについては、あわせて学校法人分科会にも付託するものとする。

3 前二項の諮問が両分科会の分担事項に関するものであるときは、会長は、その調査審議を両分科会に付託するものとする。

第三条 分科会に付託された事項及び分科会の分担事項に係る建議については、分科会の議決をもって審議会の議決とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第二項の規定により両分科会に付託された事項について、両分科会の議決の内容が相反する場合における審議会の議決の取り扱いについては、審議会が別に定めるところによる。

第三章 議 事

第四条 審議会は、会長が召集し、議長となる。

第五条 分科会の会議は、分科会長が召集し、議長となる。

第六条 分科会の会議は、分科会に属する委員をもって構成する。

2 分科会長は、必要があると認めるときは、特別委員及び専門委員を分科会の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

第七条 緊急その他やむを得ない事由のある場合は、審議会にあつては会長、分科会（分科会に置かれる会議を含む。）にあつては分科会長の認めるところにより、文書その他の方法により、会議の議事を行うことができる。議題の内容から合理的に判断して、会議を招集して審議する必要がないと認める場合も同様とする。

2 前項の規定により議事を行った場合は、会長又は分科会長は、その議事について、次に招集する審議会又は分科会において報告しなければならない。

第八条 審議会の議事は、高等教育局高等教育企画課が記録する。

第四章 雑 則

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会及び分科会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会長が審議会又は分科会に諮って定める。